

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

公益社団法人新潟県社会福祉士会

②評価調査者

研修修了者No.	氏名
SK2021110	猪俣 陽子
SK2021106	安藤 清彦
28008	畠山 和幸
S2022046	磯部 洋介

③施設名等

名 称：	若竹寮
施設長氏名：	片桐友紀
定 員：	56名
所在地（都道府県）：	新潟県
所在地（市町村以下）：	上越市御殿山町14-35
T E L：	025-523-4029
U R L：	https://www.minna-de-ikiru.org/
【施設の概要】	
開設年月日	1956年7月12日
経営法人・設置主体（法人名等）：	設置主体：上越市 運営主体：社会福祉法人みんなでいきる
職員数 常勤職員：	33名
職員数 非常勤職員：	12名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称（イ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	9名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	公認心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	
施設設備の概要（イ）設備等：	住居棟 56名／1145. 27㎡
施設設備の概要（ウ）：	管理棟 512. 86㎡
施設設備の概要（エ）：	駐輪場 35. 64㎡

④理念・基本方針

「『ふつうの暮らし』をあたりまえに」

- ①社会的養護が必要な児童を支え、育てる大人として、できる限り家庭生活に近い環境の中で「あたり前の普通の暮らし」を提供する。
②安心と信頼に満ちた生活環境を確立し、個性豊かで調和のとれた心身の発達を願うと共に社会参加並びに自立心旺盛で落ち着きのある成熟した人格の育成を目指す。
③入所児童の退所後については、若竹寮が「いつでも戻ってこれる場所」であるよう、相談体制を整え、退所後のアフターフォローに努める。

⑤施設の特徴的な取組

若竹寮は、平成25年10月に小舎制に移行し、大舎制の時に比べ、より細やかな家庭的養育を行う環境が整った。また平成29年4月より指定管理制度になり、以降、当法人で管理運営を行っている。
専門的なケアを必要とする児童が増加していることから、看護師、心理士、管理栄養士など専門職を常勤で配置している。法人内の人的資源を有効的に活用し、障害福祉部門との人事交流（移動・研修等）を通し、発達障害等障害のある児童に対するケアに係る体制強化を図っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/7/1	
評価実施期間（イ）評価結果確定日		
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度（和暦）	

⑦総評

■特に良いと思う点

●日々の対話がつくる『当たり前の暮らし』 — 子ども主体のユニット養育

基本方針「『普通の暮らし』を当たり前」の実現に向けて、職員は日々、子どもとの密接な関わりに努めている。職員は単なる支援者ではなく、子どもたちの気持ちに寄り添い、信頼関係を深めながら、一人ひとりの成長や個性を尊重した関わりを大切にしている。

日常の中で交わされる会話や日々の些細な仕草から、子どもたちの小さな変化を敏感に感じ取り、意見や要望に対して迅速かつ丁寧に対応している。子どもたちの思いを受け止め、実際の生活の中で実現可能な範囲で取り入れることで、「自分の気持ちが尊重されている」という実感につながるよう努めている。また、余暇活動や日々のルールづくりにおいても、職員が一方的に決めるのではなく、子どもたちと対話を重ねながら、納得のいく形を模索する取り組みが行われている。

職員は常に子どもの要求を真摯に受け止め、「支援する側」と「支援される側」という関係ではなく、共に生活を営み、互いに信頼し合う存在として関わることで、子どもたちは安心感を持ちながら、自分らしく過ごすことができる。その結果、ユニット全体が温かく、家族のような雰囲気の中で、子どもたちが健やかに成長できる環境が整えられている。

●安心・安全な環境を支えるリスクマネジメントの実践

子どもたちが安心して生活できる環境を維持するため、「リスクマネジメント委員会」を設置し、毎月の会議を通じて安全管理を強化している。この委員会では、遊具や設備の点検、事故やヒヤリハット事例の分析と対策の検討、リスクマネジメント関連のマニュアルの整備・見直し、防災や災害時の対応計画の策定などを担当している。さらに、安全計画に基づき、事故防止や発生時の対応、感染症や熱中症対策、交通安全のための訓練や研修を定期的の実施し、職員の対応力向上を図っている。研修の振り返りを通じて課題を確認し、次の対策につなげることで、継続的な安全管理の強化に努めている。

また、事故が発生した際、状況写真を添付した報告書を作成することで、振り返りや対策の検討がしやすくなるよう工夫している。この取り組みにより、事故の原因を明確にし、再発防止策を講じることが可能となっている。

さらに、緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう、「緊急時対応マニュアル」が作成され、各ユニットに配布されている。このマニュアルは、フローチャートや図表を多用し、職員が迷うことなく活用できるように工夫されている。万が一、マニュアル通りに対応できない場合や判断に迷う場合は、施設長補佐や施設長への連絡・相談を行うことが定められており、夜間帯の緊急時には医療機関へ連絡し、適切な判断を仰ぐことが周知されている。

災害時においても安全を確保するため、「業務継続計画」が策定されている。この計画には、「事業継続基本計画」とともに、「地震編」「風水害・土砂災害編」などの具体的な対応計画が含まれている。加えて、「防災対策マニュアル」が作成され、職員の勤務時間帯やシフトに応じた発災時の役割分担、子ども一人ひとりの安否確認の方法などが「緊急時対応マニュアル」の別紙に記載されている。これにより、災害発生時にも迅速かつ確な対応が可能となっている。

■特に改善が求められる点

●中長期計画の策定

現在のところ、中長期計画は策定されていないが、当調査機関に提出された事業所の基本情報には、中長期的なビジョン（目標）が記載されている。また、本年度の事業計画の重点項目の中には、それらのビジョンを基に作成されたと考えられるものも含まれている。

社会的動向や子どもたちの変化を十分に考慮し、中長期的な視点（ビジョン）を持ち、それに基づいて中長期計画を作成することは重要である。それらに基づき事業計画を作成し、職員が日々の実践を進めることにより、より一貫性のある支援体制を構築することが可能となる。今後の中長期計画の策定に向けた検討と取り組みの進展が期待される。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	

【コメント】

施設の理念や基本方針は明文化されており、ホームページなどに掲載されている。施設の概要、理念、基本方針、支援目標、療育目標、支援内容などを紹介するパンフレットを作成しており、子どもにもわかりやすい資料となるよう、内容の見直しを継続的にやっている。現在、児童相談所と協議し作成中の施設パンフレット（入所時の説明資料を兼ねる）には、法人の理念と施設の運営方針「ふつうの暮らしをあたりまえに」が記載されており、その内容は3つの項目にわたって詳細に説明されている。

法人の企業理念と施設の運営方針は、年度当初の全体会議（職員会議）で事業計画とともに職員に説明されている。また、施設の運営方針などは各ユニットの執務室に掲示されており、職員はいつでも確認できる。子どもや保護者には、入所時にわかりやすい言葉で理念などを説明している。子どもへの説明は、現在、入所時にわかりやすい言葉で行われているが、今後はさらに理解しやすい資料の作成が望まれる。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	○

【コメント】

施設長は、全国児童養護施設長会議、関東ブロック児童養護施設協議会、新潟県児童養護施設協議会研修会等を通じて、社会福祉事業全体の動向情報を得ている。さらに、行政機関や関係機関との定期的な連絡調整会議、新潟県の統計調査等を通じて、潜在的に支援を必要とする子どもの状況や、施設入所を必要とする子どもの推移などを把握することに努めており、適宜職員に情報を提供している。また、法人本部から提供される事業活動計算書などの資料を活用して、経営分析を実施している。

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		a
-----------------------------	--	---

☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【コメント】

法人事業部等と連携し、事業の進捗状況や計画の達成状況、収支状況の分析から経営課題を抽出し、法人経営会議で共有して、その改善に向けて取り組んでいる。事業所の運営会議には、法人の担当理事や市のこども家庭センターの職員が参加している。

今年度の重点項目として、「①人を育て、人を活かす職場環境の整備」「②安心安全な生活（労働）環境と持続的な事業運営のための管理体制の強化」が挙げられ、取り組みが行われている。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	

【コメント】

現在のところ、中長期計画は策定されていないが、今回の第三者評価資料として当評価機関に提出された事業所の基本情報においては、中長期的なビジョン（目標）が記載されている。今後は、それらをもとに中長期ビジョンの策定に向けた検討の実施が期待される。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
	☐ 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。	
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	

【コメント】

現在のところ、中長期計画は策定されていないが、当評価機関に提出された事業所の基本情報には、中長期的なビジョン（目標）が記載されている。本年度の事業計画の重点項目の中には、それらを基に作成されていると考えられる項目もあることから、今後も中長期計画の作成に向けた取り組みが期待される。

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○

☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	○

【コメント】

事業計画は、グループ会議、各委員会、各係会議等でまとめた当該年度の事業の評価結果や職員会議で出された意見を反映させて作成している。作成した事業計画は、年度初めの全体会議（職員会議）で施設長がその内容を説明し、職員に周知している。事業計画は、事業計画予定表に従って実施している。

今後は、事業計画の作成及び評価のプロセスを文書化することで、必要な手順や基準を明確化するとともに、属人化を防ぎ、組織としてより適切にPDCAサイクルを展開させることが期待される。

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	C
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	

【コメント】

施設では、単年度の事業計画について、入所している子どもの家庭環境等を考慮し、保護者に説明する機会は設けていない。施設の特性上、現状ではホームページ等で寮行事や学校行事のお知らせをすることにとどまっている。保護者への周知や説明会の開催は慎重に検討する必要があるが、周知方法の検討や説明資料の工夫に期待したい。

子どもへの説明は、特性や年齢に応じて、年度初めに各ユニットで行事計画について話したり、職員が直接伝えたりしている。特に行事計画は子どもの意見を取り入れて作成し、行事の前に周知できるよう工夫している。今後は、行事計画に限らず、事業計画の主な内容についても、子どもへの周知方法や分かりやすい説明資料の作成を検討することが求められる。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	○
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	○

【コメント】

前回の第三者評価受審後、毎年自己評価を実施し、結果の集計・分析、公表を行う担当者を決めて業務分掌に記載している。今回の職員自己評価では、前回の評価結果等を活かし、自立支援計画作成会議が設定され、関連職種が協議を円滑に行えるようになったという意見もあった。

今後は、養育・支援の内容全般について、組織的に評価を行う体制を整えることが期待される。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	○

☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

【コメント】

事業計画については、グループ会議、各委員会、各係会議で取り組みに関する振り返り評価を年度末に実施し、それらの結果を基に作成する仕組みとなっている。
職員の自己評価は年度初めに実施され、結果の集計・分析は施設長を中心に行われている。しかし、それらの結果の共有や改善計画の策定、また改善への取り組みの進捗状況が十分に確認できなかった。
今後は、第三者評価や自己評価の実施と、その結果に基づく改善計画の策定および実践、進捗状況の確認、計画の評価・見直しなどを、職員全員がわかりやすく理解し取り組めるよう、仕組みの構築と明文化が求められる。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	
☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

【コメント】

施設長は、年度初めの全体会議で施設の運営方針や事業計画の内容を説明している。また、施設長の役割と責任を業務分掌表に記載し、職員への周知を図っている。今後は、それらに加えて、自らの役割と責任を広報誌やホームページでも示していくなどして、職員や地域の信頼をより一層高めていくことを期待したい。

② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○
☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○

【コメント】

施設長は、県の関連部局や市のこども政策課からの通知・通達、全国児童養護施設長会議、新潟県児童養護施設協議会等からの最新の情報を把握している。把握した法令等はファイルに整理し、必要に応じて施設内でICT等を活用して回覧を行い、各ユニットリーダーを通じて職員に周知している。さらに、運営会議、ユニット会議、職員会議においても説明を行い、周知を徹底している。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
☐ 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○

	□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○
	(社会的養護共通) □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	○

【コメント】

今年度の重点項目の一つとして『養育の質の向上を目指し、ともに考え、実践するチーム作り』を掲げ、「こどもの権利」「生活者」「その子らしさ」を尊重した支援の追求を目指している。運営会議を中心に、各種委員会の会議結果や第三者評価結果を活用した取り組みに努めており、自立支援計画作成会議が設定され、関連職種間で協議が円滑に行えるようになったとの記載が今回の職員自己評価の自由コメント欄に見られるなど、施設長のリーダーシップが発揮されていることがうかがえる。 今後は、養育・支援の質を向上させるために職員の意見を積極的に吸い上げ、それらをもとに、施設長がリーダーシップを発揮し、具体的な取り組みを指導していくことが期待される。
--

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
	□施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【コメント】

施設長は法人の児童福祉事業部と連携し、施設運営を進めている。今年度の重点項目の一つとして「安心安全な生活(労働)環境と持続的な事業運営のための管理体制の強化」を掲げ、その中には「市担当課との定期的な意見交換および運営に関する評価」「現場事務など日常業務の見直し、必要に応じた改善」「超過勤務の削減」「予算の効率的執行と経費削減」などが含まれており、これらの実現に向けて取り組んでいる。 取り組みの一環として、「節電委員会」を設置し、節電に努めている。しかし、今回の第三者評価における職員自己評価の結果、経営内容の理解や業務の実効性向上に向けた意識の形成について、取り組み状況や体制に対する職員の理解が十分ではない状況がうかがえた。 課題の解決に向けて共通認識を持って取り組めるよう、職員とともに検討し実行していく組織体制の構築が求められる。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
	□養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	□施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○
	(社会的養護共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○

【コメント】

人材の育成においては、新卒職員、中途採用職員、異動職員を対象にした研修プログラムを実施している。また、実務年数や職位・職種ごとに分けた研修内容と受講対象者に基づいた2系列の行列表を活用し、施設長との面談を通じて、育成の評価を行っている。

福祉人材の確保に関しては、職員紹介制度を導入しており、紹介料や入社後の手当が支給されることで雇用につながっている。配置基準に基づく職員配置は適切に行われているが、離職者が多く、育成に関しては依然として課題を抱えている。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	○
	☐ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○

【コメント】

期待する職員像等については、育成ガイドラインを活用し、パソコンのフォルダー内に格納されて職員に周知されている。しかし、必ずしも全職員に周知されておらず、今後の取り組みが求められる。

人員基準については、パソコンのフォルダー内に格納し、クラウド型ビジネスチャットツールを活用して周知している。また、職員としての心得を記した文書を活用し、施設長との面談で相互理解を深め、達成度を確認している。

職員の意見や意向については、ユニットごとに聴取した後、リーダー会議や運営会議で検討している。職員の状況や意見など把握した情報を踏まえつつ、さらなる処遇改善の必要性を評価・分析するための具体的な取り組みが求められる。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	○
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	○
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	

【コメント】

職員の就業状況については、ユニットリーダーを配置し、把握するよう努めている。勤怠管理は事務職が行い、ユニットリーダーと共有している。時間外労働の削減に向けては、児童記録システムやクラウド型ビジネスチャットツールを活用し、会議などで具体的な取り組みを進めている。

ストレスチェックは毎月実施しており、結果は法人本部を通じて本人に通知され、必要に応じて産業医への紹介が行われている。相談窓口については、原則として上司に相談することとなっているが、内容に応じて順次上位職員に相談することが可能である。

人材確保については、法人が担当し、求人募集広告の作成・配布、インターネット掲載による募集、社会的養護総合情報サイトを活用した募集を行っている。施設の魅力を発信するため、広報誌(若竹だより)を活用して情報提供を行っている。今後、施設の魅力をさらに高めるための取り組みが期待される。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	○
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

【コメント】

人材育成ガイドラインを法人の人材育成室が作成しており、若竹寮における人材についても記載されている。職員面談が実施されており、職員面談シートを活用して、年2回の面談（年度当初面談と中間面談）が行われている。結果は、法人の人事管理データとして共有される仕組みである。面談では、施設の目標や方針を説明し、職員が事前に作成した目標について話し合いながら検討し、一人ひとりの目標が設定される。

今後は、当該年度内を目安に年度目標設定面談、中間面談、年間の総括面談を実施し、職員との面談機会を増やす工夫をすることにより、職員一人ひとりの目標管理の実効性をより一層高めていくことが期待される。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○

【コメント】

正職員については、外部研修受講マトリクス表を作成し、新任職員、中堅職員、上級職員、基幹的職員、施設長、専門職等に分けて、8つの領域の分類の中からその年度に受けるべき研修内容を明確にしている。その上で、年度の内部研修計画や外部研修派遣予定表を作成し、研修に派遣している。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	○
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	○
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	

【コメント】

施設として、職員一人ひとりの専門資格の取得状況や技術水準を把握している。職員は年間研修計画に沿って、法人や施設内研修、外部研修に参加している。また、新人職員には入職時研修プログラムに基づいて研修が行われているほか、中途採用職員への研修についても、法人研修として実施している。さらに、経験の浅い職員へのOJTやOFF-JTを計画的に行っている。

現在、スーパービジョンの体制確立に向けて、ユニット単位等で取り組んでいるところである。今後はスーパーバイザーの質の確保や養成に向けた取り組みに期待したい。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	○
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	○
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【コメント】

実習生受け入れに際して、受け入れ手順を作成し、実施している。受け入れ実績として、保育士、社会福祉士、公認心理師実習などがあり、それぞれの実習プログラムが整備されている。受け入れ実績の多い保育実習については、実施要領を作成し、細部にわたる対応を行っている。

実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修や育成は、福祉施設の社会的責務である。今後さらに、基本姿勢の明文化や受け入れ専門職への配慮を反映したプログラム整備、指導者への研修充実などに向けた検討が期待される。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	○
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	○
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の意味や役割を明確にするように努めている。	○
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

【コメント】

法人のホームページには、企業理念、決算書、事業報告書、施設の広報誌（若竹だより）などが公開されている。施設のホームページには、運営方針、目的、施設の概要、日課などが公開されている。また、施設の広報誌には、プライバシーや個人情報に配慮しながら、毎月行事の様子などを掲載している。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【コメント】

法人経営会議では施設長が月1回の業務状況報告を行っており、経理に関しては、施設の経理担当者と法人の担当者が収支状況等を確認する体制を整備している。法人の監事が公認会計士の資格を有しているため、公正かつ専門的な視点での内部監査が行われている。

また、市が指定する管理施設であるため、月1回の月例報告等の提出に加えて、市の監査や公認会計士による外部監査の体制が整備されている。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
	☐ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
	☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	○
	☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
	☐ (児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	○
【コメント】		
子どもの社会参加の必要性については、運営方針や支援目標に明記されている。地域の町内会とは、日頃から町内会長と連絡を取り合っている。施設の開設以来、地域の子ども会行事や地域行事に積極的に参加し、良好な関係を構築してきた。施設では「行事・地域委員会」を設置し、地域の祭りや運動会など地域行事への参加や児童招待行事に関する計画を立案している。施設で開催する「若竹まつり」は、地域住民やボランティア、卒業生を招待するなど、交流の機会となっている。子どもの友人の訪問時には、施設内の多目的ホールや地域交流ホールを提供し、友人が遊びに来やすい環境を整備している。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
	☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○
【コメント】		
ボランティアの受け入れについては、「①入所児童の対人関係・生活経験拡大・学習意欲の向上につなげる」「②施設開放とボランティア活動の場を提供し、地域と施設の交流と理解を図る」という基本的な目的が明文化されている。現在、学習ボランティアを受け入れているほか、市内の更生保護女性会には外部の施設を使用した調理実習の際にボランティアとして協力してもらっている。活動に際しては、事前に日程を調整し、面談を経てボランティア登録を行ってもらい、子どもの個性に配慮した受け入れを実施している。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	○
【コメント】		

関係機関一覧表や緊急連絡一覧表が整備されており、個々の子どもの状況に対応できる資料が用意されている。
子どもの課題解決に向けて、市のこども家庭センターや関係相談機関と協議を行い、連携して取り組んでいる。年2回の市との連絡調整会議（小中学校、教育委員会、市のこども家庭センター、児童相談所などが参加）や、小学校との連絡会（小学校、児童相談所が参加）が計画され、実施されている。また、アフターケアにおいては、児童の転居先となる行政機関と事前相談を実施するなどの取り組みを行っている。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	☐ 施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○

【コメント】

市と関係機関との連絡調整会議、および小学校との連絡会が年2回実施されており、情報の共有や意見交換が行われる場となっている。さらに、市のこども家庭センターやその他の相談機関との会議を通じて、地域のニーズの把握に努めている。加えて、地域住民の多様な相談に応じる機能として、法人の相談支援センターがその役割を担っている。施設では、地域住民からの相談があれば積極的に対応している。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	○
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
	☐ 施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【コメント】

法人は「新潟県アール・ブリュット・サポート・センターNASC」を設立し、障害のある人の表現活動を中心に、地域への芸術文化活動の普及支援に取り組んでいる。また、法人関連施設では、災害時に高齢者や障害者の避難所として活用するなど、施設機能を社会資源として還元する取り組みも行っている。
今後も施設が持つ専門的な機能を地域のニーズに応じた支援や取り組みにどのように活かせるかを検討し、事業計画の中で明示し、取り組んでいくことが期待される。

※「新潟県アール・ブリュット・サポート・センターNASC」…2017年度より厚生労働省の『障害者芸術文化活動普及支援事業』として、北陸・東海ブロック内で障害のある方々の表現活動を中心に、地域における芸術文化活動の普及を支援している。2019年度からは、新潟県の同事業に採択され、毎年新たな事業に挑戦している。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	☐理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○

☐	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
☐	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	○
☐	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
☐	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○

【コメント】

子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢は、「若竹寮療育指針」として明文化されている。療育指針は、事業計画書に明記されるとともに、職員の執務室への掲示、全体会議での施設長からの説明などにより職員に周知されている。施設のパンフレット「入所にあたって～若竹寮の生活について～」にも明記されている。

また、施設の養育・支援マニュアルである「児童処遇関係」の中の「職員としての心得」にて、子どものケアにおける姿勢・考え方を示している。ここでは、子どもの立場に立つこと、子どもの意見を十分に聞くこと、個別の子どもの状況や実態を把握することなどが心得として挙げられている。

さらに、施設内には「権利擁護委員会」が設けられ、委員会により倫理に関する研修会が開催されている。子ども自身が自分や他者の権利への理解を深められるよう、外部講師を招いて子ども向けの研修も実施されている。

②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
☐	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
☐	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	○
☐	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	○
☐	子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	

【コメント】

養育・支援のマニュアルとして作成している「児童処遇関係」において、「I-3 職員としての心得」などで子どものプライバシーを厳守することを職員に求めている。「I-4 入所児童のプライバシー・個人情報保護について」の項では、子どものプライバシー保護のために具体的に実施すべき基本的事項を明記している。また、子どもの洗濯物（下着）を干す際は布で目隠しを行う、子どもが不在の時に無断で居室に立ち入らないなどの配慮が行われている。

しかし、これらの取り組みについて子ども自身や保護者への周知は十分ではない。守られるべきプライバシーと、それに対する施設の取り組みやルールなどを子ども自身や保護者にも理解してもらうことで、より一層の信頼につながると考えられる。子ども向けのわかりやすい資料の作成や、ホームページ等を活用した保護者向けの発信など、さらなる取り組みを期待したい。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
☐	理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	○
☐	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
☐	施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
☐	見学等の希望に対応している。	○
☐	子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

【コメント】

施設の概要や支援目標・療育目標、支援内容などを紹介したパンフレットを作成している。子どもに対しては、パンフレットを活用しながら、その子の年齢・状況に応じた言葉で説明を行っている。より子どもにもわかりやすい資料とするため、現在、パンフレットの内容は継続的に見直しを行っている。見直しにあたっては、ルビをふったり、特に伝えるべき内容を抜き出した資料を別に作成するなどの工夫を期待したい。

見学希望には適宜対応し、見学時は施設環境や支援内容について丁寧に説明を行っている。保護者に対しては児童相談所から説明が行われている。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
	☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

【コメント】

施設では、子どもや保護者が安心して支援を受けられるよう、養育・支援の開始やその過程において丁寧な説明を行っている。最初に、児童相談所の担当者が事前に施設を見学した上で、子どもと保護者に施設の環境や支援内容について説明している。加えて、子どもの入所時にも施設職員から改めて説明を行い、入所後も必要に応じて繰り返し説明を重ねることで、理解を深めてもらっている。

支援の開始や過程において説明した際、同意を得たことを確認するための様式等は施設では特に設けていないが、入所に関する同意書は児童相談所で取得している。自立支援計画は、「自立支援計画策定マニュアル」に定められたプロセスに則り作成委員会で作成されており、児童相談所とも共有されている。

作成した自立支援計画について、子どもおよび保護者への説明と同意の取得をどのように行うかは、「自立支援計画策定マニュアル」には明記されていない。今後、この点もマニュアルに盛り込むことで、子どもや保護者への自立支援計画の説明と同意取得が、子ども等の状況にあわせて適切に実施される体制づくりを期待したい。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○
	☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○

【コメント】

地域・家庭への移行など退寮に向けたリービングケアおよびアフターケアを担当する自立支援担当職員を配置し、業務分掌に明示している。実施にあたっては「リービングケア計画書」「アフターケア計画書」を作成して計画的に支援を行っている。退寮会議にて子どもの現況を「卒業時フェースシート」にまとめ、必要があれば、退寮後の関係者へ情報提供を行っている。

退寮後の相談窓口として、ユニットのスマートフォンを使い、コミュニケーションアプリで退寮した子どもとつながり、状況確認をしたり相談に応じている。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	☐ 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	☐ 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	☐ 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	○
	☐ 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【コメント】

施設では、ユニットごとの「子ども会議」や子どもとの個別面談等により、意見や要望の把握に努めている。日々の生活の中でも要望等を聞き取っており、把握した要望等はユニットごとに検討し、パソコンやゲームの利用時間、入浴の順番などの見直しにつなげている。電子マネーの使用方法など全体での検討が必要な課題については、上長に相談して施設全体で対応している。さらに、食事に関する嗜好調査は栄養士を中心として定期的の実施されている。

これらの調査や聞き取りで把握した内容に対する回答は子どもにフィードバックしており、実現が難しいものについては、その理由の説明と代替案の提案を行っている。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	○
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【コメント】

法人により「苦情対応マニュアル」が作成されている。施設の苦情解決責任者を施設長、苦情受付担当者を施設長補佐とし、第三者委員も設置されている。施設のパフレットとして作成している「入所にあたって～若竹寮の生活について～」の中で、意見・相談窓口および解決に向けた仕組みを明記している。その仕組みに則り、受付や記録、対応を行っている。

子どもに対しては、施設内に苦情対応の仕組みに関する掲示を行うとともに、パンフレットを用いて、年齢に応じた言葉で説明を行っている。今後さらに、ホームページも活用して必要な情報や取り組みを発信したいと考えている。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
	☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
	☐ 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

【コメント】

子どもが相談したり意見を述べたりする方法や窓口については、パンフレット（「入所にあたって～若竹寮の生活について～」）に記載し、子どもにも説明している。

令和6年度からは「新潟県子どもの意見表明支援事業」が開始された。この事業は、外部の意見表明支援員が月2回施設に来訪し、施設内に設置した「アドBOX」と子どもとの交流により、子どもの意見や要望を把握するための事業であり、資料の配布と説明を行い子ども・職員に周知している。「アドBOX」と記入カードは他者から見えにくい場所に設置し、子どもが書きやすいようにしている。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○

	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○

【コメント】

ユニットの職員は子どもとよくコミュニケーションを図るよう努め、日頃から話しやすい雰囲気を作っている。さらに、個別面談を設定してゆっくり話を聞く機会を設けたり、ユニットごとの「こども会議」を開催している。これらにより把握した相談や意見は、毎月のユニット会議や、施設全体の職員会議で検討し、対応を行っている。

令和6年度からは「新潟県子どもの意見表明支援事業」が開始され、子どもにも事業の目的や利用方法について説明を行ったが、日頃から子どもが直接職員に意見等を伝える場面が多く、「アドBOX」にはあまり意見等は寄せられていない状況である。

苦情受付マニュアルについては法人共通の内容で作成されており、法人により定期的な見直しが行われている。施設では、このマニュアルに基づき、上越市を含めたフローチャートを作成して相談等に対応しており、市の担当者が変更になった場合などは適宜見直し・修正を行っている。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	
	☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○

【コメント】

施設内に「リスクマネジメント委員会」が設置され、毎月開催されている。リスクマネジメント委員会は、遊具等の点検、事故及びヒヤリハット事例の分析と対策検討、リスクマネジメント関連のマニュアルの整備と見直し、防災・災害時対応に関する業務を担当している。また、安全計画が策定されており、その計画に基づき、事故の防止や発生時の対応、感染症対策、熱中症対策、交通安全など、子どもの安全に関する訓練や研修が実施されている。リスクマネジメント委員会では、これらの研修の振り返りと、次月に向けた課題の確認なども行い、子どもの安心・安全を守るための取り組みに努めている。

また、事故発生時に作成する報告書には状況写真を添付するなど、事故の検証・振り返りや対策の検討を行いやすくするための工夫を講じている。

「緊急時対応マニュアル」が作成されており、ユニットごとに配布されている。マニュアルは、フローチャートや表、図などを多用して活用しやすいよう作成されている。マニュアル通りに対応できない場合、判断に迷う場合は施設長補佐または施設長に連絡・相談することとされており、また、夜間帯の緊急時は医療機関に連絡し判断を仰ぐよう職員に周知している。

今回の第三者評価における職員自己評価結果からは、職員間でマニュアルが十分浸透していないという意見や、事故の検証や振り返りに関する取り組みについて職員間の認識がやや低い状況が見受けられた。職員へのより一層の周知徹底に向けた取り組みを期待したい。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	○
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	○
	☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○

【コメント】

施設では、感染症の予防および発生時における子どもの安全確保のため、組織的な取り組みを実施している。「新型コロナウイルス等発生時における業務継続計画」を策定しており、新型コロナウイルスが5類に分類されたことを受け、内容の見直しを進めている。

日常的な感染予防策として、手洗いや検温などの健康管理を徹底し、子どもの安全を確保している。また、発症時の対応については、来所者・職員・職員家族・ボランティア受け入れなどを細かく分類し、適切な予防策を講じている。加えて、感染症の重要度に応じて4つの段階に分類し、各段階で施設が実施すべき対策を明確にしている。

さらに、看護師を中心にガウンテクニックなどの内部研修を定期的に行い、新人採用者にも研修を実施している。また、感染症対応フローは、コロナウイルスやインフルエンザなど感染症ごとに策定され、迅速な対応が可能となっている。このような体制を整えることで、施設内の安全を維持し、子どもたちが安心して生活できる環境を確保している。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	○
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	○
	☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○

【コメント】

「業務継続計画」が策定されている。「業務継続計画」には、「事業継続基本計画」とともに、災害種別ごとの事業継続計画書（地震編および風水害・土砂災害編）が策定されている。あわせて「防災対策マニュアル」が作成されており、災害に備えた準備や初動体制として必要な基本的事項が定められている。この基本的事項を、それぞれ具体的に実行する方法（職員の勤務時間帯やシフトに応じた発災時の役割分担、子ども一人ひとりの安否確認等）は、「緊急時対応マニュアル」の別紙により定めている。

避難訓練は毎月実施している。訓練は夜間の職員配置を想定して実施するなど、職員が手薄の際の動きを確認している。事前に子どもには日時を知らせず、抜き打ちで実施するようにしている。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
	☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	○
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	

【コメント】

施設では、職員が統一的行うべき対応を各種のマニュアルとして作成している。子どもの生活支援における基本的事項や標準の実施方法を定めた「児童処遇関係」のほか、緊急時対応（事故や感染症発生）、災害対応、健康管理（服薬管理含む）など、多岐に渡るマニュアルが整備されている。「児童処遇関係」マニュアルの中で、子どもを尊重したケアを行う旨が「職員としての心得」として明記されている。

これらのマニュアルはファイリングして各ユニットに設置されているが、職員に活用されているとは言い難い。マニュアルによっては見直し・改訂がされておらず現状に即していないものがあること、職員への周知と浸透が十分でないことは施設としても課題として認識している。

作成されたマニュアルは多岐に渡り、非常にボリュームも大きい。これらのマニュアルを、職員が理解しやすく、かつ実際に活用しやすくするためにはどのような周知徹底の方策が必要か検討の上、取り組むことが期待される。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	

	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【コメント】

令和5年度には、リスクマネジメント委員会において看護師を中心に、「服薬管理の取り扱いマニュアル」の改訂、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う感染症対策マニュアルの改訂などを実施した。令和6年度事業計画書においては、年度の重点項目の中に、子どもの支援に関する既存のルールや再構築、安心・安全に関する各種マニュアルやガイドラインの検証および整備などの取り組みを位置付けており、施設としてその必要性や課題を認識している。今後、施設のルールやマニュアル等が計画的・定期的に検証され必要な見直しが行われる仕組みの確立を期待したい。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	○
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	○
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	○
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	○
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	○

【コメント】

アセスメントと自立支援計画策定の取り組みは、一定の仕組みが整備されている。「自立支援計画作成マニュアル」や各種様式が整備されており、これに基づき子ども一人ひとりに対する自立支援計画が作成されている。また、子どもの自立支援計画作成に係る検討およびモニタリングを目的とした「自立支援計画作成会議」が定期的に行われ、担当のユニット職員、施設長、施設長補佐、療育係長、看護師、栄養士、心理士といった多職種が参加し、子ども一人ひとりのニーズと、それに対する養育・支援内容を協議している。この会議には外部の学識経験者も参加している。

アセスメントシートは、「心身の状況」「生活面の状況」「学校生活」「家庭環境」の観点から子どもの状態把握と課題の抽出を行う様式となっている。加えて、児童記録システムを用いて子どもの生活の様子や職員の気づきなどが記録・共有され、その情報を踏まえて、毎年4～5月にユニットの担当職員が子どものアセスメントを行う仕組みとなっている。

一方で、アセスメントの方法や視点に関するマニュアルは作成されていない。また、新たに入所する子どもの情報は児童相談所から提供されるものの、十分な情報が得られない場合も少なくない。アセスメントに必要な情報をどのように収集するか、日々の支援の中で得た情報をアセスメントシートにどのように落とし込むかなど、アセスメントに関する標準的な実施方法を整備することにより、より充実した自立支援計画の策定につながることを期待される。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	○
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	○
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	○
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	○
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	○

【コメント】

自立支援計画策定のプロセスは「自立支援計画作成マニュアル」でフローチャート化され、その手順に沿って評価・見直しが実施されている。年間の流れは前期（4月～9月）と後期（9月～翌年1月）の2期に分かれており、4～5月にアセスメントを実施した後、6月に「自立支援計画作成会議」にて原案を作成し、児童相談所との協議を経て最終的な計画へと完成するプロセスとなっている。

計画の見直しは9月に行われ、前期の実施状況を多職種でモニタリングし、必要に応じて支援内容を修正している。後期終了後の2月には、再度後期の実施状況を評価し、児童相談所と情報を共有することで次年度の計画作成に生かしている。このような定期的な評価・見直しの取り組みにより、子ども一人ひとりに対してより的確な自立支援計画を策定できるよう取り組んでいる。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	○
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

【コメント】

施設では、児童記録システムを活用し、子どもの心身や生活状況を詳細に記録している。このシステムは記録の重要度を示すチェック機能や閲覧履歴機能があり、職員間での情報共有が効率化されている。また、毎朝の全体朝礼やシフト交代時の申し送りを通じて、日々の情報共有も徹底している。さらに、記録の質を向上させるため、内部研修を実施し、職員間での記録の統一を図っている。

しかし、第三者評価における自己評価では、依然として記録方法や内容にバラつきがあることが課題として指摘されている。今後は記録基準のさらなる明確化や継続的な研修の実施が求められる。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	○
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
	☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	○

【コメント】

「社会福祉法人みんなでいきる個人情報保護規程」が整備されている。この規程に基づき、施設内の各種書類や個人情報の取り扱いルールが定められており、管理責任者は施設長が担っている。職員に対しては入職時研修で個人情報保護について説明され、法人との間で誓約書も取り交わされている。また、令和5年度には外部講師を招いた内部研修が実施され、職員の理解と意識の向上が図られた。

子どもや保護者には、入所時に配布されるパンフレット「入所にあたって～若竹寮の生活について～」に守秘義務の遵守を明記し、児童相談所を通じて説明されている。今後は、保護者向けにホームページを活用したり、子ども向けのよりわかりやすい資料を作成するなど、さらなる取り組みを期待したい。これにより、施設と子ども・保護者との共通理解が深まり、施設全体の情報管理体制が一層向上することが期待される。

内容評価基準（24項目）

A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
	☐ 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
	☐ 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	○
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	○
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	☐ 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○

【コメント】
社会的養護施設の使命・役割の基本として「子どもの権利擁護」を位置づけ、事業計画に明示した上で、具体的な取り組みを進めている。主な取り組みとして、「①権利擁護委員会の実施」「②子ども会議の実施検討」「③権利ノートの活用方法の検討」を行っている。 権利擁護委員会は、ユニット長2名、直接処遇職員1名、公認心理師1名で構成され、月に1回開催している。令和4年度に実施された上越教育大学教授による権利擁護研修の後、職員アンケートをもとに課題を抽出し、委員会内で検討を重ねた。その一環として、「CAPにいがた（※）」による職員向け研修（ワークショップ）も実施した。 権利擁護の周知・啓発については、権利擁護の規定マニュアルや「子どもの権利ノート」を活用し、職員の理解を促進している。特に、入職時研修においてこれらの資料を用い、権利擁護の重要性を周知している。 また、権利侵害の防止・早期発見の取り組みとして、人権擁護チェックリストを活用し、全職員が年1回確認を行う。施設長がその結果を集計し、課題の抽出を行っている。しかし、第三者評価における自己評価結果では、具体的な取り組みを行っているとは回答した職員が少ないことから、今後さらなる取り組みの強化が求められる。 ※「CAP」…子どもが、いじめ・痴漢・誘拐・虐待・性暴力といったさまざまな暴力から自分を守るための人権教育プログラム。（CAPにいがたホームページより引用）

(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	○
	☐ 子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	
	☐ 職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	○
	☐ 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	○
	☐ 年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	○

【コメント】
子どもが自らの権利を理解できるよう、日々の養育の中で丁寧に説明することを重視している。特にトラブル時の対応においては、子どもの視点に立ち、権利について分かりやすく伝える工夫を行っている。また、「人権擁護委員会」においても継続的に検討を重ねていることが、会議録や訪問調査時のヒアリングから確認された。そして、職員が子どもの権利についてより深く理解し、日々の養育を「子どもの権利尊重」の視点で実践できるよう、外部講師を招いた園内研修も実施している。 子どもの権利の一つである「意見表明」については、今年度より開始した「こどもの意見表明支援事業（※）」に期待を寄せている。その一環として、子どもたちが日常的に利用する多目的室の目立つ場所に意見箱「アドBOX」を設置し、掲示板には関連ポスターを掲示している。 また、子どもが自分の権利について理解を深めるための「権利ノート」については、入所前に児童相談所で説明を行っている。入所のしおり『入所にあたって～若竹寮の生活について～』では、「権利について」の項目に、権利ノートの説明や個人情報保護、意見相談窓口、意見箱の利用方法などが詳しく記載されている。今後は子どもの年齢や発達に応じた理解を促進するための取り組みの充実が期待される。 ※「こどもの意見表明支援事業」…児童相談所等から独立した第三者である意見表明支援員が訪問し、こどものから生活上の悩みや不満、措置の内容に関する意見等を聴き、関係者に表明することを支援する事業。

①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
	☐ 子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	○
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	○
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	○
	☐ 事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	○
	☐ 子ども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	○
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋がっている。	○

【コメント】

毎年度、子ども一人ひとりの個人アルバムをユニット職員が作成している。このアルバムは、入所中の思い出を職員とともに振り返り、楽しかった経験を共有することで愛着の形成を促すことを目的の一つとしている。そして、退所後も自らの歩みを振り返ったり、将来自分が親になった際に活用したりすることを想定し、長期的に意義のある取り組みと位置づけている。

また、外泊や外出後に「なぜ自分は親と一緒に生活できないのか」「ずっと一緒にいたい」といった訴えがあった際には、子どもの生い立ちを丁寧に説明し、その情報をユニット内の職員だけでなく、施設全体で共有しながら対応している。こうした個々の状況に寄り添ったきめ細かな対応が行われている。

しかし、第三者評価における自己評価では、対応のばらつきが指摘されており、子ども一人ひとりへの支援が職員間で統一され、組織的・体系的に実施されることを求める意見も見られた。今後は、保護者や児童相談所との協働を深め、子どもが自らの生い立ちを振り返る機会をさらに充実させることが求められる。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	☐ 体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	○
	☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	○
	☐ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	○
	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	○
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	

【コメント】

平成25年度より使用していた「子どもの安心と安全を守るガイドブック」を、より職員が運用しやすいものにするため、『被措置児童虐待マニュアル』として改訂した。令和5年度(令和6年1月作成)、児童相談所などの助言を受け、施設長と施設長補佐が作成した。このマニュアルは各ユニットへ配布され、周知が行われている。

マニュアルに基づき、些細な事案についても聞き取りを行い、事実確認と情報共有を徹底している。また、未然防止の取り組みの一環として、職員が「虐待が起こりうる環境」に対する自覚を持つことを重視し、小舎制特有の環境(職員が不安や課題を抱えやすい状況)に配慮しつつ、風通しの良い職場環境づくりに努めている。訪問調査時に行ったヒアリングでは、こうした日々のコミュニケーションの充実を大切にしていることが確認された。

子どもへの周知については、「意見表明支援事業」の取り組みに期待する意見がある一方で、現状では不十分だと考える職員も多いことが今回の職員自己評価から明らかになった。今後、施設全体としてさらなる体制の充実が求められる。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
---	---	---

	☐ 子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	○
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	○
	☐ 子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。	○
	☐ 家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	○

【コメント】

入所時の子どもの負担を軽減するため、マニュアルに基づき、各担当職員の役割が明確に定められている。児童相談所から提供された情報や一時保護所での面談結果をもとに、アセスメントを行う「入所会議」を開催し、関係者間で情報共有を徹底している。

入寮するユニットでは、子どもを迎え入れる準備として、自己紹介ポスターの作成や歓迎会の実施など、温かい雰囲気づくりに努めている。

一方、緊急入所の場合、提供される情報が限られるため、対応が難しい。しかし、朝のミーティングや児童記録システムを活用し、可能な限り情報を共有する取り組みを行っている。

②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	○
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。	○
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	○
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	○
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	○
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	○

【コメント】

退所に向けたリービングケアおよびアフターケアは、マニュアルに基づき、進路や復帰先に応じた対応をしている。施設管理棟には、一人暮らしの体験ができる設備が整っており、子どもが自立に向けた準備を進めることができる環境を提供している。

退所後のモニタリングの頻度はマニュアルで定められており、基本的にはそれに基づいて実施している。ただし、子ども一人ひとりの状況に応じて、頻度や内容を柔軟に調整している。また、退寮後に支援者がいる場合、その方々との関係を大切にできるよう配慮している。施設からの連絡手段として、ユニットごとのスマートフォンを活用し、SNSツールなどを通じて連絡を行っている。

さらに、退所後もつながりを維持できるように、「若竹まつり」やバーベキュー大会などの施設行事に招待し、交流の機会を提供している。

今回実施された職員自己評価においては、リービングケアおよびアフターケアに関する職員の評価も高く、子ども一人ひとりに寄り添った丁寧な対応が行われていることがうかがえた。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	○
	☐ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	○
	☐ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	○
	☐ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	○

	☐ 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	○
--	--	---

【コメント】

子どもが表出する感情や言動を理解するため、日常のコミュニケーションを通じて子どもの理解と関係性の構築に努めている。管理者層は、職員が子どもにとって「必要とされる大人」となることを重視しており、その一環として職員を「先生」と呼ばせないようにしている。運営が市から現在の法人へ移行した後、この取り組みは定着し、職員と子どもがより親密な関係を築けるようになっている。

今回の訪問調査における場面観察では、夕食前の時間に子どもに対して一方的に教えるのではなく、肯定的な声かけや自然な会話を楽しむ姿が見られ、関係構築への取り組みが充実していることが確認できた。また、ユニット職員だけでなく、子どもが安心できる職員が対応できるよう、管理者層も積極的に関わる姿勢が見られた。

さらに、子どもが怒りや行動上の問題を抱えた際の対応として、職員が適切に子どもの発言を受け止められるよう、施設内研修（例えばCAP研修など）を実施している。

今回実施した利用者調査（子どもアンケート）では、「気持ちや考えを話せる人、話しやすい人がいる」「大切にされていると感じている」と回答した子どもが多く、職員が受容的・支持的な態度で子どもに寄り添っていることが確認された。

②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
	☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	○
	☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	○
	☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	○
	☐ 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	○
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	○
	☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	○

【コメント】

各年齢（幼児・小学生・中高生）に応じた「生活の約束」を施設としてマニュアル化し、標準化すべき項目を統一した上で、ユニットごとに子どもたちと日常的に話し合う機会を設けている。子どもに問題が生じた際には、一緒に考え、受け入れながら意見を尊重して話し合いの場を持っていることが、直接処遇職員へのヒアリングを通じて確認された。また、年齢に応じて異なる入眠時間を考慮し、職員は1対1の時間を確保するよう工夫している。

このような取り組みを通じて、子どもの心理的な欲求を満たしながら、職員とともに生活を築いていくことを目的とし、ユニットごとに工夫がなされていることが確認された。

③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
	☐ 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	○
	☐ 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	○
	☐ 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	○
	☐ 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	○
	☐ つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	○

【コメント】

施設運営方針である「『ふつうの暮らし』をあたりまえに」に基づき、法人独自の取り組みとして、1人あたり2万円の外出企画費用を創設した。この制度は、子ども一人ひとりが自らの興味や関心に基づいて外出や旅行を企画し、実際に経験を通じて主体性や自己決定力を育むことを目的としている。行き先や活動内容は、子ども自身が考え、職員と相談しながら計画を立てている。

さらに、ユニット内では日々話し合いの場を設け、子どもたちの気持ちや考えを尊重しながら、職員が寄り添い支援することで、子どもが安心して自らの意見を表明できる環境を整えた。この過程を通じて、子どもたちは自己肯定感を高め、自分の意思で行動する力を養うことができると考えている。

この取り組みは、子どもが施設での生活の中でも自分らしく充実した時間を過ごし、社会に出た際にも自らの選択を大切にできるようになるための重要な支援の一環となっている。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
	☐ 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	○
	☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	○
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	○
	☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	○
	☐ 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	○
	☐ 幼稚園等に通わせている。	○
	☐ 子どもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	○

【コメント】

遊びの環境としては、施設内外に十分なスペースが確保されており、子どもたちがのびのびと遊べる環境が整っている。中庭にはバスケットゴールが設置されており、キックボードや自転車を使って遊ぶ子どもたちの姿が見られた。また、施設を中心に位置する「地域交流スペース」には、バスケットゴールのほか、トランポリンやマットが設置されており、子どもたちが体を動かして遊べる場となっている。さらに、ユニット内にはゲーム機やパソコンが揃っており、子どもたちが多様な遊びを楽しめる環境が用意されている。そして、施設として一定のルールや指導基準、留意点を定めることによって、安全かつ適切な利用ができるよう工夫されている。その結果、子ども一人ひとりが自由に遊びながら、健やかに成長できる環境が整っている。

現在、遊びボランティアの活用はないが、職員が子どもたちの遊びや学びの支援に十分対応できるよう、療育補助のパート職員を採用し、個々の子どものニーズに応じた支援を行っている。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	☐ 子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	○
	☐ 子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	○
	☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	○
	☐ 発達の状況に応じ、身体（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。	○
	☐ 発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	○

【コメント】

ユニット内の環境は家庭的で生活感があり、子どもたちはユニット職員との日々の関わりを通じて、社会常識や生活ルールを自然に学ぶことができるよう支援を行っている。こうした生活の中で、個々の職員の指導にばらつきが生じないように、施設ではマニュアルを整備し、一貫した指導が行えるように工夫している。

マニュアルには、「ゲーム・パソコンの使用」「外出のルール」「省エネ・節約」など、日常生活に関わる各分野について指導の目標、留意点、基準が明記されており、職員が子どもたちに一貫性のある指導を行えるようになっている。特に「外出時の約束」については、年齢に応じた外出先や帰宅時間の基準が明確に定められ、子どもたちが安全に外出できるよう配慮されている。また、「スマートフォンの所持」に関しては、子どもが正しく活用できるよう職員と十分に話し合いを行い、その上で施設長の許可を得て購入する仕組みが設けられている。

さらに、幼児・小学生・中学生といった発達段階に応じて「生活の約束」が設けられており、子どもたちが日常生活の自立を図ることができるよう支援が行われている。これにより、年齢に応じた振る舞いや態度を身につけるだけでなく、社会性や協調性も養えるようになっている。施設全体として、子どもたちが安心して生活しながら、さまざまな社会常識、規範の習得、生活技術を習得できる環境が整えられている。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	☐ 楽しい雰囲気ですぐに食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	○

☐ 食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	○
☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	○
☐ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	○
☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	○

【コメント】

子どもたちの意見や要望を食事に反映させるために、毎月「給食運営会議」を実施し、各ユニットからの意見を集約している。また、年に一度「嗜好調査」を実施し、子どもたちの好みを把握しながらメニューの改善に努めている。例えば、魚が苦手な子どもが多い場合、その状況をグラフ化してユニットに配布し、工夫をしながらメニューに取り入れるなどの対応を行っている。誕生日には、ユニットごとにリクエストメニューを設定したり、誕生日ケーキを提供したりするなど、特別な食事の機会を設けている。

食育の一環として、年に3～4回ほどお菓子作りを行い、焼き菓子やバレンタインのチョコレート作りを楽しんでいる。栄養士は行事委員会にも参加し、調理体験を企画している。ユニットごとにチラシを配布し、子どもたちが興味を持ち、参加できるようにしている。また、一人暮らしを控えた子どもたちには、調理指導やアドバイスをし、退所後にも自炊できるよう支援している。

食事には地域の食材を積極的に取り入れることを意識しており、例えば、施設の畑で採れた大根やプチトマトをメニューに活用するなど、食材の循環を大切にしている。地元の伝統食として「うち豆の汁物」を提供したこともあり、子どもたちの反応はさまざまであったが、地域色を取り入れながらも、子どもたちの嗜好や食べやすさを考慮しながらメニューを調整している。

このように、施設では食事を単なる栄養補給の場としてだけでなく、子どもたちの主体性を尊重しながら、食育の場としても活用している。日々の食事を通じて、生活スキルを身につけ、楽しみながら食への関心を深められるよう支援している。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	○
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	○
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	○
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	○
	☐ 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	○
	☐ 発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	○

【コメント】

子どもたちの衣類の購入や管理についても、一般家庭の子どもたちと同じような水準を保ちながら、個々の好みや自己表現の機会を大切にする取り組みが行われていた。

衣類の購入に関しては、「一般の家庭の子どもの水準に近い服装を意識する」「特異な服装や年齢にふさわしくない服装にならないよう指導する」という指導上の目標・留意点を定めており、子どもたちが適切な服装を身につけられるよう支援している。特に、中学生以上の子どもたちは、自分の好きな店舗や通信販売を利用して衣類を購入できるようになり、自分の好みに合った服を選ぶ経験を通じて、自己表現の幅を広げる機会を提供している。

今回の訪問調査時（冬）には、法人職員に依頼し、特に幼児向けのスキーウェアの寄付を募る活動が行われていた。寄付された衣類は複数の種類が用意され、ユニット職員とともに子どもの性別やサイズに合ったものを選べるようにしている。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
	☐ 子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	○
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	○
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	○
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	○

☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	○
☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	○
☐ 発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	○

【コメント】

施設内の各ユニットは、5～7人の子どもたちで構成されており、それぞれの個性や嗜好に配慮した生活空間作りが行われている。ユニットごとに異なる雰囲気があり、子どもたちが安心して過ごせるような工夫が随所に見られる。

リビングには食卓が配置されており、家族のように食事を囲める環境が整っている。また、畳スペースを設けていることで、リラックスして過ごせる場所も確保されている。今回の訪問調査時には、食卓で勉強している子どもがいたり、畳スペースでテレビを見ていたり家庭的な雰囲気で過ごす様子が確認された。

個々の居室は、子ども一人ひとりのプライバシーが守られるように配置されており、ユニット職員であっても自由に出入りすることはできないこととなっている。また、居室の掃除や整理整頓についても、子どもの状況に応じて職員がサポートを行っている。強制的に片付けさせるのではなく、子どもの気持ちを尊重しながら、共に取り組む姿勢を大切にしている。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	☐ 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	○
	☐ 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	○
	☐ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	○
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	○

【コメント】

毎年、夏休み期間に嘱託医と相談のうえ、定期健診を実施している。また、インフルエンザ予防接種については、嘱託医が施設を訪問し、子どもたちに接種を実施する体制を整えている。

子どもたちが薬を正しく使用できるよう、服薬指導にも力を入れている。鎮痛剤などの薬の使い方や効果については、女子棟の職員に情報提供を行い、適切な対応ができるように努めている。また、高校生以上の子どものみは、服薬の自己管理を促し、服薬後の空袋をスマートフォンで撮影し、ユニットに送ることで、服薬状況の管理・確認を行っている。さらに、中高生の女兒には、看護師や市の保健師がセルフケアについて指導を行い、薬の効果や適切な対応について理解を深める機会を設けている。

熱中症や蕁麻疹、夜間（看護師不在時）の判断・対応に関するマニュアルを作成し、各ユニットに配布している。しかし、体調不良の原因が心理的要因と関連している場合も多く、療育の観点からアセスメントが必要であると看護師は認識している。また、薬や受診の付き添いを担当する職員が、診断名や処方内容についてより理解を深める必要性を感じており、今後の取り組みが期待される。

(6) 性に関する教育

①	A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者との付き合いができるよう配慮している。	○
	☐ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	○
	☐ 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	○

【コメント】

性教育については、年に一回、市の保健師による指導を実施しており、事前に子どもたちから「どのようなことを知りたいか」を聴取し、それぞれの関心や不安に応じた内容を提供している。また、家庭環境の影響や個々の状況を考慮した上で、特に配慮が必要な子どもに対しては、セクシャリティに関する教育を行っている。

子どもたちがスマートフォンやインターネットを適切に利用できるよう、施設ではフィルタリング機能を導入し、不適切なサイトへのアクセスを制限するなどの取り組みを行っている。

現在、性教育に関するカリキュラムはまだ整備されていないが、年齢に応じて個別に相談に乗ったり、指導や注意喚起を行っている。今後は、職員間で性に関する課題への支援のあり方について十分に検討し、年齢・発達に応じた性教育がより適切に行えるよう、マニュアルの整備が求められる。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
	☐ 施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	○
	☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	○
	☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	
	☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	○

【コメント】

施設では、子どもの不適切な行動による問題が発生した際、単一のユニット内で対応するのではなく、ユニットリーダー間で協議し、適切な支援方法を検討する体制を構築している。このような連携により、個々の職員が問題を抱え込まず、組織として一貫した対応ができるよう努めている。

また、子どもたちの行動の背景を深く理解するため、法人内の障害施設職員をはじめ、専門的な知識を持つ外部講師を招いた研修会の実施を計画している。これにより、職員がより専門的な視点を持ち、適切な支援方法を学ぶ機会を提供する方針である。

しかし、今回の職員自己評価の結果では、一部の職員から、自身の対応に対する無力感についての対応がまだ不十分であるとの意見もあり、職員相互の支援体制の強化が一層求められる。

②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
	☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	○
	☐ 生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	○
	☐ 課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	○
	☐ 大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	○
	☐ 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	○
	☐ 子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	○

【コメント】

施設では、子ども同士の暴力、いじめ、差別が生じないよう、入所時および年に1回、施設長と施設長補佐がユニット編成を実施している。ユニット編成にあたっては、各子どものアセスメントや自立支援計画の内容を踏まえて、子ども同士の関係性や障害への配慮を考慮した上で慎重に決定している。

しかし、今回の職員自己評価では、「養育職員の意見が十分に反映されていない」「全職員が統一した見解を持った支援が行えていない」といった指摘もあった。

今後は、施設内での暴力、いじめ、差別を未然に防ぐため、方針の明確化とその周知を徹底させ、全職員が統一した対応を取れるように、さらなる取り組みが求められる。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
---	-----------------------------------	---

	☐ 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	○
	☐ 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	○
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	○
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	○
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	○

【コメント】

公認心理師は、心理的ケアを必要とする子どもに対して遊戯療法とカウンセリングを行っている。対象となる子どもは、各ユニットの職員からの申し出に基づいて選定され、必要な療法が提供される体制が整備されている。自立支援計画との連動性については、対象児の心理療法の経過報告を通じて進捗が確認され、被虐待児童への療法については、ユニット会議で情報が共有され、対応が決定されている。 さらに、県児童養護施設協会では、心理士の勉強会や事例検討会が開催され、日本臨床心理士会の参加や大学教授によるスーパービジョンを通じて、研鑽を深めている。 入所前は児童相談所からの情報提供のみであるため、施設として、より正確なアセスメントが極めて重要であると考えている。今後のさらなる取り組みが期待されている。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	○
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	○
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	○
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	○
	☐ 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	○

【コメント】

施設では、子どもたちの発達段階や学力に応じた学習支援を充実させるとともに、学校との連携を強化する体制が整っている。平日の19:00～20:00の時間帯には、有償ボランティアによる家庭教師から指導を受けたり、学習塾への通学を活用したりするなど、個々の子どもが抱える学習課題に対して個別の支援を行っている。 また、障害のある子どもに対しては、主治医の意見や子ども自身の考えを十分に尊重し、個々の特性に合わせた支援が行われている。
--

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	○
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	○
	☐ 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	○
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	○
	☐ 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	○
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	○
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	○

【コメント】

担当療育職員が中心となって、各子どもに応じた情報収集や進学後の生活シミュレーションを実施し、個々の能力や希望に応じた進路の自己決定を支援している。

また、進学や就職に関連する資金面の支援として、法人が運営する「若竹未来創造基金」を積極的に活用している。この基金は、子どもたちが将来の学費や生活資金に困らないよう支援するために設けられており、進路選択の際の経済的な不安を軽減する役割を果たしている。

個々の担当療育職員が子どもたちに十分な配慮や支援を行っている一方、施設全体としての協力体制がやや弱いとの意見もあった。今後は、担当療育職員だけに依存せず、施設全体が一丸となって子どもたちの進路支援に取り組むため、組織的体制の強化が求められる。

③

A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

☐実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。

○

☐実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。

○

☐実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。

☐職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。

○

☐アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。

○

【コメント】

児童処遇関係マニュアル「児童のアルバイトについて」には、「①卒業・就職時に必要な経費（アパート入居費用や携帯電話代など）を貯蓄する」「②将来、社会人「働く人」として必要な力（人間関係、社会規範、忍耐、継続力、経済観念）を養う」という目的を明示し、アルバイトを推奨している。アルバイトは、子ども自身が自立に向けて計画的な準備を行い、責任を担うことの大切さを学ぶ場としての役割を果たしている。

施設では、施設の立地条件や学業等に支障が出ない範囲で実習先の開拓を行っているが、アルバイト先は限られているため、積極的に行うことができない状況にある。

車の免許取得の際には、利用できる助成金について、時間の規制等の観点から「若竹未来創造基金」を活用している。

（１０） 施設と家族との信頼関係づくり

①

A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

b

☐施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。

○

☐家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。

☐面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。

○

☐外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。

○

☐子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。

○

【コメント】

現在、家庭支援専門相談員が不在であるため、外出や外泊時など、家族と面談できる機会においては、養育職員が対応し、家庭との情報交換を行っている。また、必要に応じ、施設長や施設長補佐が家族との関係構築を目的とした面談を実施している。

各ケースにおいて、丁寧に信頼関係の構築に向けた取り組みがなされているが、「管理運営規程」に記載された家庭支援専門相談員の職務内容について、誰がどのようにその役割をどのように担うのかが職務分掌からは明確に読み取れない状況である。さらに、今回の職員自己評価の結果からも、家庭関係の調整や相談への取り組みに関する評価が低いことが示されている。したがって、家庭関係の調整および相談受付、児童相談所や市町村との連携に関する役割と位置づけを明確にするための組織的な取り組みが求められる。

（１１） 親子関係の再構築支援

①

A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

	□家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	
	□面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	○
	□児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

親子関係の再構築に向けた支援については、現在、家庭支援専門相談員が不在であるにもかかわらず、ユニット職員を中心として個々のケースの状況を丹念にアセスメントし、情報を共有する取り組みが行われている。その上で、外出や外泊の実施、その後のフォローアップも丁寧に行われ、子どもたちとその家族との信頼関係を築く努力がなされている。しかし、職員の自己評価結果からは、親子関係の再構築に向けた支援方針の明確化、その方針の施設全体への共有・浸透が十分でないことが読み取れた。 今後は、再構築支援の基本的な方向性を明文化し、全職員が共通の理解のもとで支援に当たれる体制を整えることが求められる。
--